四　横浜大黒防波堤西灯台から百九十七度三十分四千百二十メートルの地点 五　横浜大黒防波堤西灯台から二百十八度三十分九百七十メートルの地点 六　横浜大黒防波堤西灯台から四十度二百六十メートルの地点 七　横浜大黒防波堤東灯台から二百四十七度三十分六百五十メートルの地点 八　横浜大黒防波堤東灯台 九　川崎扇島南西端（北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度四十二分四十六秒） 十　川崎扇島南東端（北緯三十五度二十八分三十七秒東経百三十九度四十四分三十一秒） 十一　川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三十五度二十八分五十一秒東経百三十九度四十五分三秒） 十二　川崎東扇島防波堤東灯台から二百四十四度千百二十メートルの地点	

（航路標識法施行規則の一部改正）

第三条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航路標識） **第一条**　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。）第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～十五　（略） 十六　ＡＩＳ信号所（ＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条及び第二十八条の三において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。） 十七・十八　（略） （電波を使用する航路標識） **第九条の二**　法第五条第三項の国土交通省令で定める航路標識は、ＡＩＳ信号所とする。 （変更の届出） **第九条の三**　法第五条第三項又は第五項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号の二様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　ＡＩＳ信号所の位置 三　ＡＩＳ信号所の名称 四　変更した事項 五　法第五条第三項の規定による変更の届出の場合には、変更を必要とした理由 六　変更した日時	（航路標識） **第一条**　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。）第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～十五　（略） 十六　ＡＩＳ信号所（ＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。第六条第一項第十七号において同じ。） 十七・十八　（略） （新設） （新設）